

令和3年11月5日

第109回 神戸市個人情報保護審議会

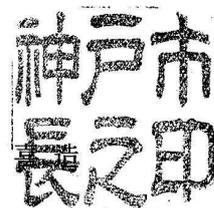
障害者見守り支援事業における
介護保険情報の利用について

(福祉局)

神福介第3340号
令和3年11月5日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局 介護保険課

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【障害者見守り支援事業のために提供または利用する情報項目】

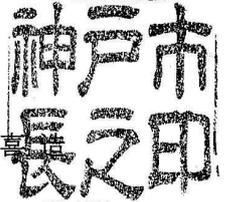
■介護システムから抽出する情報

- ・介護保険サービスの利用の有無

神福障支第 3991 号
令和 3 年 10 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 享



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理の情報項目の追加等について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

担当：福祉局 障害者支援課

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理の情報項目の追加等について
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」について)

◎…条例 11 条第 2 項に該当する情報
下線は今回追加する項目

【障害者見守り支援事業のために電子計算機処理する情報項目】

■福祉情報端末から抽出する情報

- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日

◎障害等級

◎障害福祉サービス支給決定情報

◎障害福祉サービス利用情報

◎重度心身障害者介護手当受給情報

- ・住基個人番号

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

◎入所している施設または入院している病院

◎受給中の福祉サービス

- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・同居者の有無（本人との関係）
- ・緊急連絡先（本人との関係）
- ・災害時個別支援計画の有無
- ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）

■介護システムから抽出する情報

- ・介護保険サービスの利用の有無

※ 下線部分以外の項目は、令和元年 8 月 28 日付答申第 768 号により承認済み

障害者見守り支援事業における個人情報の収集及び利用の情報項目の追加等について

1. 趣旨

障害者の地域生活への移行促進等により地域で生活する障害者が増える一方、親なき後への不安、障害者・介護者の高齢化や地域の中での孤立化、或いは潜在的な養護者からの虐待の未然防止が必要であり、早期発見や適切な支援へつなげることを目的として、障害者地域生活支援拠点（以下「拠点」という。）を全区に設置した。

本事業を進めていく中で、支援対象者に介護保険サービス利用者が相当数いることが判明したため、正確な支援者情報を把握し、素早く支援対象者にアプローチを進めるために、介護保険サービスの利用状況を収集する。

また、上記に伴い、電子計算機処理を行う情報項目が追加されるほか、拠点での台帳管理について適正化を図る。

2. 概要

各区の拠点に障害者見守り支援員を配置し、地域で暮らす障害者の状況を把握するための事業を進めているところである。障害者見守り支援員を中心に、基本情報となる対象者（重度の障害があり、障害福祉サービスを受けていない方）の見守り支援台帳（以下「台帳」という。）作成及び関係機関との共有を行い、もって、障害者が孤立化することのないよう必要な支援につなぎ、虐待など重大事案の未然防止・早期発見につなぐことを目的としている。また、大規模災害時には、台帳を元に要援護者支援に活用することも想定している。（上記事業については、令和元年8月28日第93回個人情報保護審議会に諮問済み）

現在、対象者への郵送調査により、世帯状況や福祉サービス利用状況等を確認し、福祉サービスの利用がない等により社会的なつながりが無いと思われる方に順次、訪問等によるアプローチを実施しているところである。

障害福祉サービスに加えて介護保険サービスの正確な利用状況を確認し、いずれの福祉サービスの利用もなく、社会的なつながりが無いと思われる方を効率的に抽出し、素早くアプローチを進め、必要な支援に繋げていく。

（1）全体事務の流れ（過去諮問済）

- ① 障害者支援課が福祉情報システムから情報を抽出し、表計算ソフト（市販ソフトウェア）にて台帳を作成する。
- ② 台帳をもとに、障害者支援課が郵送調査を実施、回収した結果を台帳へ記載する。
- ③ 障害者支援課が上記台帳を電子記録媒体（暗号化機能付のUSBメモリ）へデータ複写を行い、拠点に提供する。
- ④ 拠点は、日常業務の中で本人から得た情報（同居者の有無・緊急連絡先など）を台帳に加えていく。随時、各区健康福祉課や障害者相談支援センターと関わりのある障害者を把握し、その情報も台帳に加えていく。

（2）追加する事務

- ① 障害者支援課が福祉情報システムから介護システム情報との突合のための情報を抽出し、情報提供依頼データを作成する。

- ② 障害者支援課が電子記録媒体で介護保険課に情報の提供依頼をする。
 - ③ 介護保険課が介護システムから情報を抽出し、電子記録媒体で障害者支援課に提供する。
 - ④ 障害者支援課が情報を台帳に追加する。
 - ⑤ 障害者支援課が上記台帳を電子記録媒体（暗号化機能付のUSBメモリ）へデータ複写を行い、拠点に提供する。
- ※ 拠点は、提供を受けた上記台帳情報を外部との接続がないパソコンに保存し、情報の適正管理を行う。

3. 効果

【事業全体の効果】

- (1) 障害者支援課が把握している障害者等の情報を台帳に一元化し共有することにより、拠点（障害者見守り支援員）が、見守りが必要な障害者等についての的確に把握し、効率的に見守り活動を行うことができ、支援が必要となった場合には速やかに各区健康福祉課、障害者相談支援センターと連携して適切なサービスにつなげることが可能となる。
- (2) 整備した台帳は、将来的に必要な調査やアプローチを実施することで、サービスが必要な方に適切なサービスにつなげる、未然に孤立や虐待を防止に努めるといった、障害者が安心して生活できる地域見守り体制を構築するための基礎資料として活用する。
- (3) 大規模災害時には要援護者支援に台帳を活用する。

【追加事項による効果】

- (1) 障害福祉サービスに加えて、介護保険サービスの利用者を把握することで、いずれの福祉サービスも受けておらず、社会的つながりがないと思われる対象者を効率的に抽出し、素早くアプローチすることが可能となる。
- (2) 台帳情報を外部との接続がないパソコンに保存するように運用の変更することで、従来の電子記録媒体のみでの保存よりもデータ破損や紛失のリスクが軽減される。また、適宜、電子記録媒体に台帳情報を複写することで、パソコンの台帳情報は破損した場合に復元することが可能となる。

4. 実施時期

令和3年11月～ 対象者の情報を抽出し台帳に追加、拠点へ提供

5. 想定件数

約28,000件

（重度の障害があり、障害福祉サービスを受けていない方のうち40歳以上の人）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

【障害者支援課】

- ・外部との接続ができないパソコンにてデータ管理を行い、当該パソコンにパスワードを設定し、操作を関係職員に限定する。
- ・データ提供等に使用する電子記録媒体（USBメモリ）は暗号化機能付のものを使用し、拠点へ提供する。電子記録媒体及びデータ管理を行うパソコンの使用状況については、使用者や使用目的、使用後のデータ削除などを台帳に記録して管理する。この管理台帳は、5年間保管とする。

【拠点】

- ・外部との接続ができないパソコンにてデータ管理を行い、当該パソコンにパスワードを設定し、操作を関係職員に限定する。また、適宜、電子記録媒体にデータを複製し、パソコンの台帳情報が破損した場合の復元に使用する。
- ・パソコン、電子記録媒体及び紙媒体は、施錠管理を行っている保管庫・什器に保管する。出力した台帳も同様とする。

【各区健康福祉課・障害者相談支援センター】

- ・紙媒体は施錠管理を行っている保管庫内で保管。

(2) 運用上の保護

【障害者支援課】

- ・保有する必要がなくなったデータは直ちに消去し、パソコン及び電子記録媒体は、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ・データを記録したパソコン及び電子記録媒体を持ち出す際には、複数の市職員が公用車を使用して持参し、拠点事業責任者に確実に手渡す。

【拠点】

- ・台帳の閲覧は外部との接続ができない、指紋認証で処理権限を制限したパソコンで行う。また、台帳は適宜、電子記録媒体に複製し、パソコンの台帳情報が破損した場合に台帳の復元に使用する。
- ・個人情報に記載された紙媒体は、施錠可能な保管庫・什器に収納し適正に管理するほか、保有する必要がなくなった場合は、シュレッダーや焼却処分など確実にかつ速やかに廃棄する。
- ・台帳処理権限を付与する職員は障害者見守り支援員と拠点事業責任者の2名とし、年に1回、指紋認証を行い、権限を付与した職員名簿を障害者支援課に提出する。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理については、年に1回行う拠点の実地調査の際に、障害者支援課が点検を行う。

【各区健康福祉課・障害者相談支援センター】

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 委託先事業者にかかる情報の保護

拠点を運営する法人とは「障害者見守り支援事業」に関して委託契約を締結しており、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款や覚書に基づき、厳格に管理させる。

■ 障害者見守り支援事業における個人情報の収集及び利用について

今回追加する部署・機関

下線は今回追加する内容

